

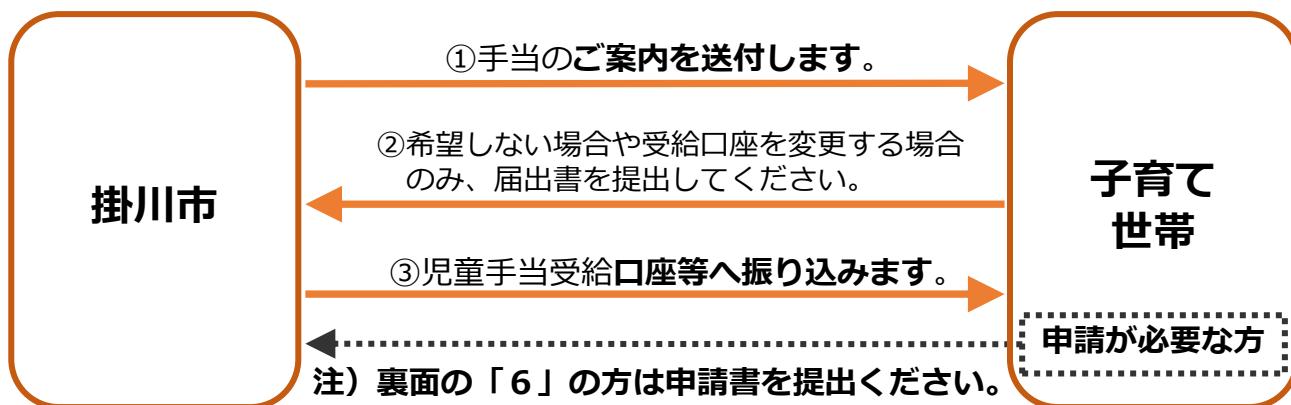
物価高対応子育て応援手当のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、応援手当の受給を希望しない場合や受給口座を変更する場合のみ、お知らせに記載の提出期限までに届出書を右側の二次元コードからアクセスして裏面記載の窓口まで提出してください。



■よくあるご質問

1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童（※令和7年9月に出生した児童については10月分）
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）（2）の児童手当受給者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき2万円（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

掛川市では2月から順次支給を開始します。振込み日の翌日以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

■よくあるご質問

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

原則、児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座（受給者名義の口座に限る）に振り込みます。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座（受給者名義の口座に限る）に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、お知らせに記載された提出期限までに必ず下記の窓口に届出書を提出してください（必着）。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員はどうしたらいい？」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者。ただし、本手当相当額を元配偶者等から受領または、既にこどものために使っている場合は、対象になりません。
- ・児童手当が支給されていない対象児童の保護者

7. 引っ越した場合はどうなるの？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引っ越し前の市町村にお問い合わせください。

8. 公務員はどうしたらいい？

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

■ お問い合わせ先

掛川市役所 こども政策課

電話：0537-21-1144
(受付時間：平日8:30～17:15)

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに掛川市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに掛川市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。